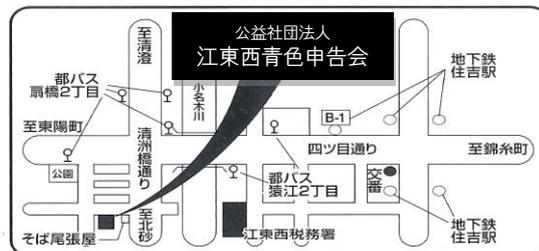


江東西あおいろ会報

公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号
TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876
<https://nishiaoiro.jp/>



「知っていますか、労働保険。
入っていますか、あなたの職場。」

令和3年度労働保険未手続事業一掃強化期間（11月1日～11月30日）

木場公共職業安定所、亀戸労働基準監督署におきましては、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険制度の周知、啓発活動等を行い、未手続事業の解消を図ることとしております。会員の皆様におかれましても趣旨をご理解の上、今後とも未手続事業の解消に一層のご協力をお願い申し上げます。

木場公共職業安定所 雇用保険適用課 電話 03-3643-8606
亀戸労働基準監督署 労災課 電話 03-3637-8132

建設業一人親方の労災保険 取り扱いできます

会員の皆様の福利厚生充実を目的とし、格安の手数料で事務手続きを代行いたします。

一人親方の労災保険とは…建設業の一人親方を守る政府管掌で唯一の保険制度が労災保険の特別加入制度です

制度内容

- ①国が行う公的保険制度で安心&確実
- ②保険料は全額社会保険料控除
- ③業務災害・通勤災害の治療費や入院費の自己負担0円
- ④傷病が治癒するまでの給付継続
- ⑤休業補償は給付基礎日額の80%（特別支給含）

加入条件

- ①建設の事業（手間請け）を営んでいる方
- ②従業員を使わず、給料賃金の支払いがない方



行事報告・予定

10月

- 8 (金) 会計報告会
- 13 (水) 監査会・三役監事合同会議
- 25 (月) 理事会

11月

- 9 (火) 納税表彰式
- 11 (木) 都税事務所長感謝状表彰式
- 17 (水) 消費税インボイス制度研修会 申告会3階
- 19 (金) 署長講演会
- 20 (土) 消費税インボイス制度研修会
- 23 (火) 消費税インボイス制度研修会
- 27 (土) 消費税インボイス制度研修会
- 28 (日) 消費税インボイス制度研修会

チラシ
参照

事務局からのお知らせ

「会費」について

12月6日に会費をご指定の口座より引落しさせて頂きます。預金残高のご確認をお願い致します。なお、令和4年度より「口座振替のお知らせ」は発行しません。会報「Eメール」を確認ください。

10月～3月分 10,800円

「決算申告相談予約の締切間近！」

お済でない方はお急ぎください

令和3年分の決算確定申告相談会の予約の締切は11月30日となっております。

詳細につきましては、同封の「決算確定申告サポート相談会の予約申し込みのご案内」をご覧ください。予約申込書をFAX・郵送にてお申込みください。

既にお申込みいただいた方は破棄していただき、まだお済でない方は、お早めにお申し込みください。また、よろしく、お問い合わせください。

また、パソコンやスマートフォンをお持ちの方は、当会のHPの「決算申告サポート相談会予約申し込み」からお申込みできます。操作は簡単ですのでぜひご利用ください。操作方法やご質問などございましたら、お気軽に青色申告会までお問い合わせください。

「記帳等のご相談は11月30日まで」

& 「決算申告に向けての準備」

○記帳はいつですか？

事業をされている方だけでなく、不動産貸付業の方でも記帳と帳簿等の保存が義務付けられています。今まで記帳されていなかった方、簡易帳簿での記帳や集計のしかたが分からない方は、事務局までご連絡ください。

また、複式簿記で記帳されている方で間違った記帳をされている方がいらっしゃいます。一度も帳簿の確認をされていない方は、予約の申し込みをください。

○会計ソフトをお使いの方へ

ツカエル青色申告オンラインをお使いの方はデータでの確認が可能です。その他のクラウド会計ソフト(MFクラウド・freeやよしのオンライン等)をお使いの方はデータの確認ができません。入力内容の確認は帳簿を、決算申告時は決算書を印刷してお持ちください。

ぜひこの機会にデータでの確認ができるツカエル青色申告オンラインへの移行をご検討ください。

オンライン版会員特別価格 12,000円

また、パッケージ版のやよひの青色申告・ツカエル青色申告をお使いの方でバックアップが苦手な方も、ツカエル青色申告オンラインへの移行をオススメします。詳しくは事務局までお問い合わせください。

○減価償却資産を購入・売却・売却された方へ

今年、新たに建物・車両・10万円以上の備品などを購入された方、外壁工事や内装工事をされた方、お持ちの減価償却資産を処分又は売却した方は、必ず事前にご相談ください。

○医療費控除を受ける場合は明細書が必要です

令和2年分から領収書の提出による医療費控除の適用ができなくなっております。決算申告相談時に領収書を持参される方がいらっしゃいますが、明細書をご記入のうえお持ちください。また、ご希望いたします。医療費の領収書はお手元で5年間保存してください。明細書の記入のしかたなど、ご質問がある方は、事務局までご連絡ください。

○住宅借入金等特別控除を受ける方へ

今年、ローンで住宅を購入した方など、住宅借入金等特別控除を受ける方は、決算申告来会時に「用意し

いただいた書類がござります。必要書類をご案内しますので、必ず事務局までご連絡ください。

○節税対策は万全ですか？

小規模企業共済は経営者のための退職金制度です。掛金は全額所得控除になります。まだ加入されていない方は、ぜひこの機会にご検討ください。

詳しい内容をお知りになりたい方、お申込みを希望の方は、事務局までご連絡ください。

育青部の部員募集

私たちと一緒に活動しませんか？

青色申告会はボランティアの役員が中心となって活動しています。会員の皆様の意見を反映し、より良い会づくりのために、育青部の部員として一緒に活動しませんか？

税務や経理についての勉強会や部員相互の親睦を図る行事などを開催したいと考えております。

「こんな事業があつたらいいな」「こんな勉強をしてみたい」など、あなたの意見を反映するためにも育青部員となつて、いろいろな企画を立ててみませんか？一緒に活動してくれる仲間を募集します。

あなたの参加が大きな力となり、

未来の申告会へとつながります。

ご協力いただける方は11月19日まで事務局までご連絡ください。皆様の応募お待ちしております。

支援金・給付金について

緊急事態措置・まん延防止等重点措置全面解除後の

「月次支援金」の延長について

10月1日より、緊急事態宣言は全面解除されましたが、政府の基本的対処方針では、今回、緊急事態宣言が解除された19の都道府県においては、1か月までを目途として、飲食店に対する時短要請等を行うこととされています。

これを踏まえ、この19の都道府県による時短要請や外出自粛要請などの影響を受ける事業者の皆様に対しては、これまでと同様、業種・地域を問わず、10月分まで、月次支援金を支給します。

○4～8月分の申請受付は終了しました。

○9月分の申請期限が11月30日に迫っています。

○10月分の申請期限は12月31日です。

「東京都中小企業者等

月次支援給付金」について

10月分の申請受付を開始します。

申請受付要項の公表

令和3年11月1日

申請期間

令和3年11月5日～令和4年2月28日

*対象の方は、申請忘れにご注意ください。

青色共済給付・お知らせ

給付状況をお知らせします。

令和3年9月1日～9月30日

・入院見舞金…1件

東京都でも自転車保険の加入が義務付けられています。また、自転車保険に加入されていない方は、ぜひ、青色申告会の自転車保険プランをご利用ください。

詳しくは👉

自転車保険

自転車に関わるケガの補償や損害賠償責任の補償に対応！

団体割引25%適用のため、割安な保険料！

<加入対象>

◎パーソナルタイプ(個人型)

①被保険者：ご登録いただいた方ご本人
(事業主でなくてもOK!)

◎ファミリータイプ(家族型)

- ①会員本人、②配偶者、
- ③同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)
- ④別居の未婚(これまでに婚姻歴が無い)の子

東京都でも自転車保険の加入が義務化されました。

江東西税務懇話会からの お知らせ

「江東西税務署長講演会」開催

11月11日から17日までの一週間は「税を考える週間」です。江東西税務懇話会では、その一環として、左記の通り講演会を開催いたしますので、皆様お誘い合わせのこゝろ参加ください。

○講師 江東西税務署 署長 西袋寿彦様

○日時 令和3年11月19日(金)午後3時～4時

○会場 テリアフジコック

☆入場無料です。

☆新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、変更又は人数制限を設ける場合もございますので、予めご了承ください。

～お問い合わせは青色申告会まで～

江東西税務懇話会(会長:庄司良雄)とは、東京税理士会江東西支部・江東西納税貯蓄組合連合会・公益社団法人江東西法人会・江東西酒類業懇話会・江東西間税会・深川地区商店会税務協議会・公益社団法人江東西青色申告会の7団体で構成されています。

本会は、江東西税務署管内税務協力団体相互の親睦を図るとともに、横の連絡を密にし、円満なる税務行政に寄与することを目的とした団体です。

事業者の方へ

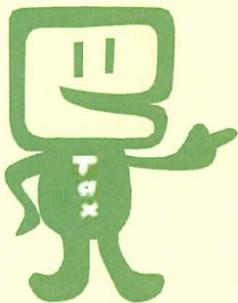


消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

説明会サイトへ▶



- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

